

# 特定非営利活動法人 障害者の就労と余暇を考える会メロディー定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人障害者の就労と余暇を考える会メロディーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県東近江市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者の就労支援および余暇活動に関する事業を行い、障害者の社会参加を促進し、地域と社会の福祉の増進を図ることにより、広く公益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 雇用の安定並びに福祉的就労の支援事業
  - ② 地域活動事業
  - ③ 地域生活の支援事業
  - ④ 広報、社会啓発及びボランティア育成事業
  - ⑤ 研修会、作品展の開催及び交流事業
  - ⑥ 相談業務（福祉・療育・子育て等）及びピアカウンセリング事業
  - ⑦ 福祉、保健及び教育の強化増進に関する事業
  - ⑧ 障害福祉サービス事業

- ⑨ 障害児・者スポーツ及び文化の推進事業
- ⑩ 権利（人権）擁護事業
- ⑪ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### （種別）

第6条 この法人は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1） 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、事業活動に参加できる個人及び団体

#### （入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

#### （入会金及び会費）

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （退会）

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- （1） 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき。
- （2） 会費を1年以上滞納したとき。

#### （除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- （1） この定款または規則等に違反したとき。
- （2） この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### （抛出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### （種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
  - 3 監事は、総会で選任する。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5章 会議

### (会議の種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

### (会議の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

### (会議の権能)

第19条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の変更

(2) 会費の額の変更

(3) 理事の選任、役員解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) その他この法人の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

### (会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

### (招集)

第21条 総会及び理事会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、E-mailをもって、開会日の2週間前までに発して行なわなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号もしくは第2号または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第22条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第23条 総会は、正会員が総数の3分の2以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事4名以上が出席した場合に開会することとする。

(議決)

第24条 総会及び理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第21条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第25条 総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法(滋賀県条例で定めるものをいう。)又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 やむを得ない事由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法(滋賀県条例で定めるものをいう。)をもって表決権を行使することができる。

3 第1項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により表決権を行使する構成員は、第23条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行なう。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第30条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第31条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第32条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上

の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第33条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第8章 雑則

(事務局)

第34条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

(実施規則)

第36条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤堂 裕美
副理事長	後藤 真吾
副理事長	山本まり子
理事	矢野なみこ
理事	吉田 起代
理事	黒田 末壽
理事	西澤 真志
監事	竹下 秀子
監事	成松 祐子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

- |     |     |    |        |
|-----|-----|----|--------|
| (1) | 入会金 | 個人 | 1,000円 |
|     |     | 団体 | 3,000円 |
| (2) | 年会費 | 個人 | 2,000円 |
|     |     | 団体 | 5,000円 |

7 この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は、滋賀県東近江市平柳町1732番地1とする。